⑵　会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続　有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各１部を添え、別表に掲げる申請場所のいずれか１か所に速やかに提出すること。

ア　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書の写し

イ　許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類として、登記事項証明書の写し

ウ　上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

なお、書類の提出によりその資格が継続するが、各省各庁が詳細の現状把握を必要と判断する場合には、各省各庁別にヒアリング等を実施する場合がある。

⑶　合併・分社等の場合の手続　有資格者に合併、分社、個人から法人への変更等があった場合は、本公示３の申請を改めて行うこと。

⑷　廃業等の場合の手続　有資格者に廃業等（廃業・倒産・破産）があった場合は、別表に掲げる申請場所のいずれか１か所に速やかに届け出ること。郵送（書留郵便）等も可。

⑸　資格審査結果通知書の再発行　紛失等による再発行依頼は、別表に掲げる申請場所のいずれか１か所に提出すること。

10　令和３年度において、全省庁統一資格を得ようとする者の申請方法等については、本公示以降、本公示３から９に準ずるものとする。

ただし、公示６については、資格を付与されたときから令和４年３月31日までとする。

別記１　資格が有効となる各省各庁

衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院、内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会､カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省で外局及び附属機関その他の機関並びに地方支分部局を含む。

別記２　競争参加地域及び都道府県名

⑴　北海道：北海道

⑵　東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

⑶　関東・甲信越：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県､新潟県、山梨県、長野県

⑷　東海・北陸：富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

⑸　近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

⑹　中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

⑺　四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

⑻　九州・沖縄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

別記３　ウェブサイト

統一資格審査申請・調達情報検索サイト
https://www.chotatujoho.geps.go.jp/va/com/ShikakuTop.html

別記４　付与数値

〔掲載順序　項目　段階：付与数値（年間平均高、自己資本額の合計及び営業年数については物品の製造、物品の製造以外の２区分の付与数値を示し、流動比率については共通の付与数値を示し、機械設備等の額は物品の製造のみの付与数値を示す。)〕

⑴　年間平均（生産・販売）高

200億円以上		：60、65
100億円以上	200億円未満	：55、60
50億円以上	100億円未満	：50、55
25億円以上	50億円未満	：45、50
10億円以上	25億円未満	：40、45
５億円以上	10億円未満	：35、40
2.5億円以上	５億円未満	：30、35
１億円以上	2.5億円未満	：25、30
5,000万円以上	１億円未満	：20、25
2,500万円以上	5,000万円未満	：15、20
2,500万円未満		：10、15

⑵　自己資本額の合計

10億円以上		：10、15
１億円以上	10億円未満	：８、12
1,000万円以上	１億円未満	：６、９
100万円以上	1,000万円未満	：４、６
100万円未満		：２、３

⑶　流動比率（物品の製造、物品の製造以外とも共通）

140％以上		：10
120％以上	140％未満	：８
100％以上	120％未満	：６
100％未満		：４

⑷　営業年数

20年以上		：５、10
10年以上	20年未満	：４、８
10年未満		：３、６

⑸　機械設備等の額（物品の製造のみ）

10億円以上		：15
１億円以上	10億円未満	：12
5,000万円以上	１億円未満	：９
1,000万円以上	5,000万円未満	：６
1,000万円未満		：３

⑹　合計　（最高点）　100

別記５　資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲

〔掲載順序　契約の種類　①数値：等級　②予定価格の範囲〕

⑴　物品の製造

①　90点以上　：Ａ
80点以上　90点未満：Ｂ
55点以上　80点未満：Ｃ
55点未満　：Ｄ

②　Ａは3,000万円以上、Ｂは2,000万円以上3,000万円未満、Ｃは400万円以上2,000万円未満、Ｄは400万円未満

注：船舶類にあっては、各省各庁が必要に応じ、別に公示する方法により示す。

注：国有林野事業で行う素材生産にあっては、林野庁が必要に応じ別に公示する方法により示す。

⑵　物品の販売及び役務の提供等

①　90点以上　：Ａ
80点以上　90点未満：Ｂ
55点以上　80点未満：Ｃ
55点未満　：Ｄ

②　Ａは3,000万円以上、Ｂは1,500万円以上3,000万円未満、Ｃは300万円以上1,500万円未満、Ｄは300万円未満

注：船舶類及び船舶整備にあっては、各省各庁が必要に応じ、別に公示する方法により示す。

注：国有林野事業で行う造林にあっては、林野庁が必要に応じ別に公示する方法により示す。

⑶　物品の買受け

①　70点以上　：Ａ
50点以上　70点未満：Ｂ
50点未満　：Ｃ

②　Ａは1,000万円以上、Ｂは200万円以上1,000万円未満、Ｃは200万円未満

なお、統一資格に基づき実際に調達を行うに際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある。

別表

〔掲載順序　部局名　郵便番号　所在地　部署名　電話番号〕

⑴　内閣府本府
〒100―8914 千代田区永田町１－６－１
官房会計課決算第１係　電話03―5253―2111　内82315

⑵　沖縄総合事務局
〒900―0006 那覇市おもろまち２－１－１
那覇第２地方合同庁舎２号館　総務部会計課
電話098―866―0031　内81324

⑶　デジタル庁
〒102―0094 千代田区紀尾井町１－３東京ガーデンテラス紀尾井町20Ｆ　会計担当契約班　電話070―7416―9924

⑷　復興庁
〒100―0013 千代田区霞が関３－１－１中央合同庁舎４号館10Ｆ　予算会計企画班　電話03―6328―0279

⑸　警察庁
〒100―8974 千代田区霞が関２－１－２
長官官房会計課調達係　電話03―3581―0141　内2298

⑹　防衛大学校
〒239―8686 横須賀市走水１―10―20　総務部会計課経理室調達係　電話046―841―3810　内2054

⑺　防衛医科大学校
〒359―8513 所沢市並木３－２　事務局経理部主計課総務係　電話04―2995―1211　内2134

⑻　陸上自衛隊北部方面会計隊本部
〒064―8510 札幌市中央区南26条西10　主任官科契約班　電話011―511―7116　内4436

⑼　陸上自衛隊北海道補給処
〒061―1393 恵庭市西島松308　調達会計部契約課審査班　電話0123―36―8611　内5224

⑽　陸上自衛隊第343会計隊
〒070―8630 旭川市春光町国有無番地　契約班　電話0166―51―6111　内3348

⑾　陸上自衛隊第374会計隊
〒080―8639 帯広市南町南７線31　契約班　電話0155―48―5121　内2861